

地域医療の確保及び医療制度改革等について

近年、医師不足を背景に地域医療体制は危機的な状況にあり、中山間地域や離島等の医療体制が損なわれるとともに、都市部においても、救急医療体制の確保が喫緊の課題となるなど、地域の実情に応じた実効性のある施策を進める必要がある。

また、医療保険制度は、国民にとって必要な医療を提供する安心の基盤であり、新たな高齢者医療制度の設計に当たっては、将来にわたり持続可能な制度として再構築されなければならない。

さらに、妊婦の健康管理は極めて重要であり、妊婦健康診査については、平成20年度第2次補正予算により公費助成の拡充が行われ、市町村事業としてこれまで実施されてきたところであるが、安全・安心な妊娠と出産のためには、今後の恒久的な実施に対する期待が非常に大きい。

一方、医療制度は、国による法制等により規定される部分が大きく、制度の設計や事業の運用を行う責任にある政府においては、地方の意見を十分に尊重し、真に住民への責任を果たしうるための適切かつ迅速な対応が必要であることから、次の事項について強く要請する。

1 医師・看護職員確保対策の推進

医師の地域による偏在や診療科による偏在の解消に向け、医師不足の地域や診療科に医師が定着するための取組みの充実や制度の見直しを図るなど、総合的な医師・看護職員確保対策を更に強化するため、次のことに取り組むこと。

(1) 医師の養成・供給システムの見直し

- ・ 関係学会や医師会との連携により、地域や診療科において必要とされる分野に従事する医師を計画的に養成すること。さらに、養成された医師を、医師が不足している地域や診療科での勤務に誘導する仕組みを構築すること。
- ・ 地域医療においては、特に総合的に患者を診る能力を有する医師が求められており、こうした医師を養成するため、大学における指導体制やカリキュラムを充実すること。
- ・ 地域で実施する医師確保対策や医師養成対策について、必要な財源措置を行うなど支援の充実を図ること。

(2) 医療の担い手を支える環境づくり

- ・ 離島・中山間地域はもとより、医師不足が深刻な地域にある病院での勤務や、産科など不足する診療科での勤務を誘導するためには、そこで勤務する医師に対する処遇を手厚くする必要があり、診療報酬による誘導だけでなく、国において医師の処遇改善に直接つながる補助金などによる恒久的な財政支援の仕組みを構築すること。
- ・ 女性医師の出産・育児による離職を防止するとともに復職を支援し、仕事と育児が両立できるように、必要な財源措置も含めた就労環境の整備・充実を図ること。

- ・ 国において本年度取りまとめられる「第7次看護職員需給見通し」を踏まえて、看護職員の養成、離職防止、再就業促進等の取組みに対する財政支援の充実など、地域医療を支える看護職員の安定確保対策を講じること。
- ・ 勤務医・看護職員の過重勤務解消のため、医療の現状、医療の利用の仕方などについて、国民への広報・啓発を強化すること。

2 新たな高齢者医療制度等の制度設計と財源措置

- (1) 新たな高齢者医療制度の設計に当たっては、今後の少子高齢社会を見据え、費用負担等に関する全国で開催された公聴会での意見等、地方の意見を十分に反映させるとともに、国民的な議論を経て国民の理解を得た上で、制度構築すること。
- (2) 財源措置について、持続可能な医療保険制度とするためには、恒久的で安定した公費の確保が不可欠であり、医療費の将来推計等を国民に丁寧に説明した上で、税制改革を含めた国の方針を明らかにするとともに、地方に負担を転嫁することなく、国において必要な財源を確保すること。
- (3) 国民や保険者、地方公共団体等の現場に大きな混乱が生じることなく、新たな医療保険制度が円滑に導入されるよう、システム改修等において十分な移行期間を確保するとともに、国民への制度の周知徹底を図ること。
- (4) 市町村国民健康保険の広域化については、所得の低い退職者・失業者の加入や平均年齢が高いことによる高額な医療費などの構造的課題について議論が尽くされておらず、こうした課題の抜本的な解決を図る視点から検討すべきであり、拙速な方針決定は行わないこと。

3 妊婦健康診査の公費助成の恒久化

安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため、市町村が実施する妊婦健康診査の公費助成が安定的に継続できるよう、国において恒久的な財源措置を行うこと。

平成22年11月17日

中 國 地 方 知 事 会

鳥取県知事 平井伸治
島根県知事 溝口善兵衛
岡山県知事 石井正弘
広島県知事 湯崎英彦
山口県知事 二井関成